

《研究ノート》

戦間期ドイツにおける戦争障害者の社会的位置

北村陽子

第二次世界大戦後のドイツにおける戦争障害者をめぐる状況を確認することは、大変困難な作業となる。なぜなら、第二次世界大戦直後のドイツは、四つの国によって分割統治されており、それぞれの占領地区では戦争障害者を含む戦争によって損害を被った犠牲者への対応が全く違っていたことに加えて、こうした違いに起因して、1949年に成立した二つのドイツ国家の政策が異なっていたためである。これらの方針の違いを理解するには、それ以前の、戦間期における戦争犠牲者（おもに第一次世界大戦の戦争障害者・戦没兵士遺族）をめぐる援護政策や彼らの置かれた境遇をふまえた上で精査し評価することが必要である。本稿では、第二次世界大戦後の戦争障害者をめぐる状況を理解するための準備作業として、戦間期の戦争障害者の社会的な位置を描き出すことを課題とし、先行研究の成果を整理することとする。その際には、戦争障害者援護を規定する法令、戦争障害者の意見を代弁する組織、戦争障害者の自己意識と他者からの認識という三つの分野に限定して行なう。

はじめに

戦間期のドイツに関する研究は、第一次世界大戦後に成立したヴァイマル共和国の脆弱さや、それを否定して成立したナチ党政権の統治機構の非民主性といった政治的な観点からのものや、ハイパーインフレーションや世界恐慌の影響を受けたドイツ経済の変動についてのもの、そしてナチ時代のホロコーストをめぐる議論についてのものが多くを占めている。別稿で第一次世界大戦の戦争障害者が置かれた社会状況を確認 [北村2008] した筆者は、次に、第二次世界大戦後の状況はどうであったのか、大きな関心をもつようになった。しかしそれを調査し整理するにはいくつかの困難がある。なぜなら、第二次世界大戦直後のドイツは、ソ連および連合国によって四つの地域に分割して占領されており、それぞれの占領地区では戦争犠牲者（第一次および第二次世界大戦の戦争障害者・戦没兵士遺族、戦争捕虜、空爆被害者、民間人の捕虜、被追放民、難民など）への対応が全く違っていたこと、さらにこうした違いに起因して、1949年の二つ

のドイツ建国以降の政策が異なっていたことがある [Diehl 1985; Hudemann 1991]。これらの方針の違いは、それ以前の、戦間期における戦争犠牲者（おもに第一次世界大戦の戦争障害者・戦没兵士遺族）をめぐる援護政策や、彼らの置かれた状況をふまえた上で精査し評価する必要がある。そこで本稿では、戦間期の戦争障害者の社会的な位置を描き出すことを課題とし、先行研究の成果を整理することをめざす。

この分野の先駆的な研究には、ドイツの第一次世界大戦後の戦争犠牲者（戦争障害者と戦没兵士遺族）支援をイギリス・フランスのそれと比較したガイヤーの論文 [Geyer 1983] と、ドイツの戦争犠牲者をめぐる社会的な状況を包括的に描き出したウォーレンのモノグラフ [Whalen 1984] がある。これらの研究成果をもとに、コーエンはイギリスとドイツの第一次世界大戦による戦争障害者をそれぞれの社会のなかに位置づけた [Cohen 2001]。

戦争障害者におもな焦点を当てたこれらの研究とは別に、彼らを含む退役軍人全体を研究対象としたディールは、1971年の論文で、第一次世界大戦中からドイツの退役軍人組織はその党派性の強さを特徴とすることを明らかにしている [Diehl 1971]。これを皮切りとして、考察の射程を第二次世界大戦後まで広げたディールは、20世紀ドイツ社会と退役軍人のかかわりを描き出した [Diehl 1993b]。ディールはまた、第二次世界大戦後の戦争犠牲者援護との連続性という観点から、戦間期の援護政策を概観しており [Diehl 1985]、同様の成果にはフーデマンの小論 [Hudemann 1991] もある。

さらにジェンダー史の観点からも、戦争障害者、つまり兵士であった男性たちの身体性・男性性を解き明かそうとする研究がすすめられている。たとえば、兵士と男性らしさを関係づけたモッセの研究 [Mosse 1996/モッセ 2005] をその嚆矢として、二つの世界大戦期の社会とジェンダー関係を多角的に分析したハーゲマンらの論文集 [Hagemann/Schüler-Springorum 2002] などがある。また戦争障害者を対象として、その男性性のあり方をテーマ化したキーニッツの研究成果 [Kienitz 2008] は、彼らの自己意識や他者認識といった意識・感情レベルでの知見を大きく増やすものである。ただしキーニッツのモノグラフは、ハイパーインフレーションが最高潮に達する1923年で考察を終えているため、第二次世界大戦がはじまる1939年までを扱ったウォーレンやコーエン、また1945年以降の政策の前史として戦間期を概観したディールやフーデマンらと異なり、経済状況や政治体制の変動が意識の変化にどう影響したかを分析していないのが残念である。

以上の研究文献をすべて網羅的にまとめ上げるのは困難であるため、本稿では、先行

研究のうち、戦争障害者援護を規定する法令、戦争障害者の意見を代弁する組織、戦争障害者の自己意識と他者からの認識という三つの分野に限定して整理していきたい。

1. 戦争障害者援護法の変遷

1.1 全国援護法 RVG (1920年)

戦間期の戦争障害者援護は、1920年5月12日の全国援護法 (Gesetz über die Versorgung der Militärpersonen und ihrer Hinterbliebenen bei Dienstbeschädigung (Reichsversorgungsgesetz), 以下 RVG) [RGB 1920, Teil I, S. 989-1019] によって規定される。それを詳しく見る前に、第一次世界大戦中から RVG 制定までの時期に適用されたシステムを確認しておきたい。

第一次世界大戦中の戦争障害者援護を規定したのは、1906年5月31日の軍人年金に関する二つの帝国立法である。将校に関する年金法 (Gesetz über die Pensionierung der Offiziere einschließlich Sanitätsoffiziere des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen) と、一般兵卒に関する年金法 (Gesetz über die Versorgung der Personen der Unterklassen des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen) [RGB 1906, S. 565-614] によれば、年金はまず、軍務中の傷病がもとで除隊した全員に一律に支給される戦時手当 (月額15マルク) と、社会生活への復帰の日安として傷病の程度をもとに査定する就業不能度 *Erwerbsunfähigkeit*¹⁾ が50%以上の戦争障害者に支給される障害手当 (月額27ないし54マルク)、就業不能度に応じた軍人年金の三部からなる。このうち軍人年金は、退役前の軍隊内の階級に応じて異なった額が設定されていた。詳しく見ると、就業不能度100% (再就職不能) の場合、月額がそれぞれ、兵卒45マルク、下士官50マルク、軍曹60マルク、曹長75マルク、将校100マルクである。たとえば、右腕を切断し就業不能度75%と査定された兵卒は、戦時手当15マルク、障害手当27マルク、軍人年金 ($45 \times 0.75 =$) 33.75マルクの合計75.75マルクが支給されることになる。

戦争障害者援護に関する法律はこの年金法だけであるが、ほかに医療援助 (無料の治療・リハビリ)、就業相談 (職業訓練、職業斡旋)、内地植民支援などが、地方自治体や民間組織のイニシアティブのもと実施された。

第一次世界大戦終結後に、150万人にもものぼる戦争障害者やその3倍近い戦没兵士遺族を包括的・統一的に援護するために制定されたのが、1920年の全国援護法 RVG であ

る。この援護法では、戦時中の施策を継承して、無料の医療援助、職業的な社会復帰を含む社会福祉、そして軍人年金の三つを戦争障害者援護の柱とすることが規定されている [Diehl 1993, p. 41]。1906年の年金法とは違い、1920年のRVGでは、年金査定の規定が大きく変わった。それによれば、年金額は軍隊内部の階級に関係なく、軍務中の傷病 Dienstbeschädigung に基づく障害の部位・程度に応じた就業不能度から査定されることになり、将校の年金も同じ基準で決められる (第98条) ようになったのである。なお、就業不能度の段階は表1にある通りである。年金にはまた、居住地域に応じて5段階の地域追加手当 (第51条) も付加される。このほか戦争障害者には、第7条で医療援助 (無料の治療・リハビリ、義肢など補助器具の給付、盲導犬の貸与とその維持費給付など)、第21、22条で職業的な社会復帰のための職業 (再) 訓練を含む社会福祉関連の援護が保障された。

これと相前後して、戦時中から重視されていた、戦争障害者の再就職支援を進めるため、就業不能度50%以上の重度障害者の就業を保護した法律が二つ制定された。1920年4月6日の重度障害者就業法 (Gesetz über die Beschäftigung Schwerbeschädigter) と、同じく1920年10月22日の重度障害者解雇制限法 (Gesetz über die Verlängerung der Kündigungsbeschränkung zugunsten Schwerbeschädigter) がそれである。これらは全国の事業所に、就業不能度50%以上の重度障害者の雇用を義務づけたもので、リハビリや職業 (再) 訓練によって一定の身体能力や技能を取り戻した戦争障害者の生活再建をめざした規定である [北村 2008, p. 155]。

表1 障害部位による就業不能度の規定 (国家援護法)

障害部位	不能度(%)	障害部位	不能度(%)	障害部位	不能度(%)
片脚/片腕損傷	50	片目損傷(義眼使用不可)	30	頭皮剥離	20
咽頭損傷	50	顎1/3-1/2損傷	30	片目損傷	20
鼻の完全損傷	50	舌組織の損傷(発話困難)	30	口蓋損傷	20
対面困難な顔面歪曲	50	鼻炎	30	すべての歯の損傷	20
片方の膝下/肘下損傷	40	睾丸・陰茎・精巣の損傷	30	両方の耳殻損傷	20
視界の半分を損傷	40	括約筋損傷、直腸脱症	30	脾臓/片方の腎臓損傷	20
片足損傷	30	指3本以上損傷(親指以外)	20	膀胱瘻/腸瘻	20
指3本以上損傷(含親指)	30	親指損傷	20		

出所: RGB 1920, Teil I, S. 1633-1634.

1.2 軍事援護法 WVG (1921年) と全国援護法 RVG の改正 (1934年)

これら第一次世界大戦の戦争障害者支援法と並行して、ヴァイマル期の陸海軍の退役軍人を対象とした援護も定められた。1921年8月4日制定の軍事援護法 (Gesetz über die Versorgung der Angehörigen des Reichsheers und der Reichsmarine sowie ihrer Hinterbliebenen (Wehrmachtsversorgungsgesetz, 以下 WVG)) [RGB 1921, Teil, I, S. 993-1020] は、軍務中の傷病 Dienstbeschädigung に基づいて年金額が査定される点 (第3条) は RVG の規定に準じるが、将校に対する優遇規定を設けている点で、第二帝政期の年金法に逆戻りしているといえる [Diehl 1993b, p. 43]。

二度の経済危機 (1922-23年のハイパーインフレーションと1929年以降の世界恐慌) による社会経済の混乱が増すとともに支持者を増やしたナチ党は、公然と軍国主義を掲げており、その流れで「戦争障害者は第一級市民である」というスローガンを立てていた。2節で確認するように、政権奪取以前から国内の戦争障害者組織の統合を進めていたナチ党は、統一された戦争障害者組織 NSKOV からの再三の求めもあって、「前線で戦った結果、名誉の負傷をした兵士」を特別に称揚することを法制化した。「名誉の負傷をした兵士」への追加手当である前線手当 Frontzulage を盛り込んだ、1934年7月3日の RVG 改正法 (Gesetz über Änderungen auf dem Gebiete der Reichsversorgung) [RGB 1934, Teil I, S. 541-544] がそれである。ただし前線手当を請求できるのは、「70%以上の戦時軍務負傷者、もしくは50歳以上で30-60%の戦時軍務負傷者」(第1条第1項) である。「戦時」軍務負傷者とは、つまりは「戦争遂行に直接かかわる軍務中の負傷者」を指し、後衛にいたものたちとは明確な区分線を引く表現である。同時にまた、「戦争遂行に直接かかわる軍務中の負傷者」という文言から、精神障害と認定されていた戦争障害者は RVG の援護対象者から外された。その数は1万6,000人ほどに上ったという [Diehl 1993b, pp. 39, 257]。なお第6条第1項には、戦争障害者は「その犠牲に対して感謝されるべきである」という規定も盛り込まれている。

この改正法とともに「前線で戦った兵士」を称揚するもう一つの法律が、その10日後に公布されている。1934年7月13日の栄誉十字章授与に関する大統領令 (Verordnung des Reichspräsidenten über die Stiftung eines Ehrenkreuzes) [RGB 1934, Teil I, S. 619-628] である。3節で述べるように、他者から自分たちの身体障害という犠牲に対する称賛を得たいという戦争障害者たちの主張をふまえたこの大統領令は、前線で戦った兵士 (第2条) と後衛で軍務についていた兵士もしくは戦没兵士遺族 (第4条) に、その兵士の勇敢な行為に対して栄誉の鉄十字章を申請する資格を認めた

ものである。なお前線で戦った兵士は、鉄十字の上に二本の剣が重ねられた特別な意匠の十字章を授与される。いずれの鉄十字も、黒白赤の紐で左胸に下げるようにするデザイン（第5条）であった。

1.3 国防軍援護法 WFVG（1938年）およびその施行令 EWFVG（1939年）

ヴェルサイユ条約の制限条項が期限切れとなった1935年、ナチ党政権はドイツに再び一般兵役制度を復活させた。これによって将来的に除隊者数が大幅に増加することが予想されたため、退役軍人に関する援護法も全面的に改められた。「マルクス主義的なRVG」を批判したナチ党 [Diehl 1993b, p. 43] は、1938年8月26日に、国防軍援護法 (Fürsorge- und Versorgungsgesetz für die ehemaligen Angehörigen der Wehrmacht und ihre Hinterbliebenen — Wehrmachtsfürsorge- und -versorgungsgesetz (Wehrmacht- Fürsorge- und -versorgungsgesetz (以下 WFVG)) [RGB 1938, Teil I, S. 1077-1124] と、第二次世界大戦の開戦直前の1939年7月12日には、戦時下での適用を規定した施行令 (Fürsorge- und Versorgungsgesetz für die ehemaligen Angehörigen der Wehrmacht und ihre Hinterbliebenen — Einsatzfürsorge- und -versorgungsgesetz (以下 EWFVG)) [RGB 1939, Teil I, S. 1218-1223] を公布した。この二つは、1920年のRVGと1921年のWVGの統合を目指したものであるが、統合されたのは、RVGの三つの柱のうち医療援護と就業支援に関する部分に限定された。年金システムは、以下で詳しく見るように、査定基準があまりにも違っていたため統一されなかった [Wenzel 1941, S. 230; Diehl 1993b, p. 43]。つまり、1921年1月1日から1938年9月30日に退役した軍人に対しては、WVGではなく新たに制定されたWFVG/EWFVGのもとで援護し、1920年末までの退役軍人に対する援護は、引き続きRVGの規定のもとで行なう(第191条)とされたのである。

このWFVG/EWFVGで援護を受けられるのは、軍務中に負傷した Wehrdienstbeschädigte 退役軍人であるが、第4条の規定によれば、健康を損なったとしても精神的な障害がもとで除隊したものは援護対象には含まれなかった。さらに、国防軍の管轄ではなくナチ党の下部組織である親衛隊特務部隊 SS-Verfügungstruppe の退職者にもWFVG/EWFVGの援護規定が適用される(第201条)こととなった。

新しいWFVG/EWFVGによる援護の基準は、将校、下士官、一般兵卒の区分をした上で、医療援助、職業訓練を含む再就職の斡旋、障害手当 Versehrtengeld の給付および労働登用不能 Arbeitsverwendungsunfähige な戦争障害者への年金給付からなる。

このうち、RVG と比べて査定基準が大きく変わった手当・年金の給付について見ていきたい。

まず障害手当は、傷病の程度に応じて三段階に分けられ、すべての「(戦時) 軍務中の負傷者」に給付されるものである。第84条に規定されている手当額は、障害程度の軽い第Ⅰ類の場合、月額15ライヒスマルク、第Ⅱ類、中程度の障害は月額30ライヒスマルク、第Ⅲ類、重度障害の場合は、月額50ライヒスマルクである。傷病程度を RVG の基準と対比してみると、中程度(第Ⅱ類)は、RVG で規定された就業不能度の40-70%が相当することになる [Wenzel 1941, S. 231]。なお EWFVG では、戦争障害者の身体状況は即座に改善するものではないとして、追加の障害手当支給(第7条)が規定された。その額は、それぞれ月額で第Ⅰ類=10ライヒスマルク、第Ⅱ類=15ライヒスマルク、第Ⅲ類=20ライヒスマルクである。

以上のように障害の区分が三種に簡略化されたことを鑑みて、ディールは RVG の手当額の方がよかったというが、これに対してフーデマンは通貨価値の違いもあって単純に比較できるものではないとしながら、WFVG/EWFVG の方がむしろよかったのではないかと指摘している [Hudemann 1991, S. 280]。その点を考察する事例として、1941年当時に戦争障害者組織 NSKOV 事務局長ヴェンツェル Max Wenzel が挙げたモデルケースを二つ示しておく [Wenzel 1941, S. 231-232]。

モデル①自営の職人(時計職人あるいは仕立て屋)で、既婚者、子どもが二人、居住地域は5段階のうち最高額を給付される S 地域、右肘から下を切断した戦争障害者。

RVG では就業不能度60%と査定され、これに前線手当を加えて月額81.55ライヒスマルクを給付される。これに対して WFVG では障害手当は第Ⅱ類となり、それに障害追加手当を加えて月額で45ライヒスマルクの給付が認められる。

モデル②製本工、独身、居住地域は5段階の中位である B 地域、左肘から下を切断した戦争障害者。

RVG の基準では就業不能度40%となり、そこに前線手当を加えても26.75ライヒスマルクの給付となる。他方で WFVG では、障害手当は第Ⅱ類、つまりモデル①と同じランクになり、障害追加手当を加えて月額45ライヒスマルクである。

この二つのモデルから考えると、障害が重いほどRVGの給付額が有利になり、逆に障害の程度が軽い場合、WFVG/EWFVGによる手当額の方が多くなることが分かる。

以上の比較は、戦争障害者が再就職している場合の比較である。しかしすべての戦争障害者が再就職できたわけではなかったため、就業上の困難を伴うとされた第Ⅱ類と第Ⅲ類の負傷者のうち、未就業のものを対象とした年金の給付も想定されていた。この労働登用不能年金の査定基準は、まず該当者の年齢と家族状況によって、4種に分けられた。それぞれのグループ（独身で35歳未満、独身で35歳以上、既婚で子どもがいない、既婚で一人以上の子どもをもつ）について、表2にまとめたように、居住地域に応じて5段階の基本額（第89条）が決められる。これに加えて、軍隊内の階級に応じて追加手当（第90条）が支給される。それぞれ月額で、上等兵・兵長・伍長に10ライヒスマルク、軍曹に20ライヒスマルク、曹長・少尉に30ライヒスマルク、中尉に50ライヒスマルク、大尉以上に80ライヒスマルクの追加手当が定められた。

この労働登用不能年金は、あくまでも就業できない戦争障害者のみを対象とするものであるため、年金・手当の額は、ディールが主張するように、相対的にRVGの方が充実しているといえよう。逆にWFVG/EWFVGは、退役後の再就職プログラムが手厚かった。たとえば、職業軍人や下士官は、退役後に小学校教員を養成するコースに入った場合、優先的にその職を斡旋してもらえとか、国営のたばこ販売店や給油所の経営者としての免許を優先的に得られるようにする、あるいは退役軍人で「血と土」のスローガンのもと郊外に移住して農業に従事する場合には一時金が支給されるなどである〔Diehl 1993b, p. 45〕。WFVG/EWFVGの基本原則は、戦争障害者の援護は過去の犠牲つまり軍務中の傷病の程度ではなく、いかに彼が社会に貢献できるかという有用性にあったのである。そして軍隊内の階級区分に沿った基準に戻った年金システムは、戦争障害者を市民としてよりも軍人として扱うナチの軍事主義が強く表れたものであった。

表2 WFVG/EWFVGに基づく労働登用不能年金

(単位：ライヒスマルク)

地域区分	35歳未満独身	35歳以上独身	既婚子どもなし	既婚子どもあり
S	65	80	95	105
A	60	75	90	100
B	55	70	85	95
C	45	60	75	85
D・外国	40	55	70	80

出所：RGB 1938, Teil I, S. 1098.

年金に関する戦争障害者援護システムが二つ並存したことは、その管轄権の違いによるところもあった。第一次世界大戦の戦争障害者援護を規定する RVG の管轄は、彼らの再就職を最優先するヴァイマル国家の方針のもと、労働省にあった。これに対して WFVG/EWFVG は、ドイツ国防軍の退役軍人を対象としているため、陸軍省の管轄下に置かれた。しかしいずれも第二次世界大戦開始直後の1939年9月3日には、軍最高司令部の管轄に移されている。とはいえ、両システム間の齟齬がすぐにも明らかとなったため、当の戦争障害者や退役軍人から、援護システムそのものへの不満の声が相次いで寄せられた。上記の例で見たように、とくに障害が重いグループに関しては、RVGの方が年金支給額を多く規定していることや、WFVG/EWFVGのもとでは、再就職できていない場合にのみ労働登用不能年金の支給が認められたため、差別待遇感が強いといった不服申し立てが多かったという。そのため、そうした不満の声が高まると、そのつど RVG や WFVG で規定する年金支給額を引き上げていたが、戦争末期には国庫がほぼ破綻していたため、いずれの年金システムもまったく機能しなくなっていった。敗色が濃厚となる1943年10月には、「5年間で戦争被害者たちの多くが空爆にやられていることから、文民がコントロールする方が適当」と主張した労働大臣ゼルト Franz Seldte の意見に沿って、RVG と WFVG の管轄権が労働省に移管されることとなった [Diehl 1993b, pp. 44, 50-51; Cohen 2001, p. 185]。とはいえ、実効性のある援護を行なうことは、もはや不可能であった。

以上のように、戦間期の戦争障害者援護法は、第一次世界大戦の戦争障害者を対象とした RVG と、ヴァイマル期以降の退役軍人を対象とした WVG をもとに第二次世界大戦の戦争障害者を想定した WFVG/EWFVG が並存していた。福祉色の強い RVG と、軍事色を前面に押し出した WFVG/EWFVG という性格の違うシステムが同時に存在したことは、戦後の占領期および二つのドイツ建国後の各政府の政策を決定するうえで重要な意味をもつことになる。

2. 戦争障害者組織の動向

2.1 戦争障害者組織の設立と統合

次に、第一次世界大戦期からナチ期までの戦争障害者組織の形成とそれらの動向について、ウォーレンとディールの議論に依拠しながら、経年的に概観したい。

まず指摘しておきたいのは、第二帝政期のドイツには、戦争障害者だけを組織する団体は存在しなかった点である。そのため、戦争障害者たちが組織的なよりどころとしたのは、各地の在郷軍人会（Kriegerverein）をまとめた「キフホイザー同盟（Kyffhäuserbund）」（1900年発足）であった。つまり普仏戦争や植民地での戦争、そして第一次世界大戦中の傷病がもとで除隊した戦争障害者は、そうでないものと共同の「退役軍人」としてのアイデンティティをもっていたのである [Diehl 1971, S. 142-147]。

この「誇りある軍人の組織」は、社会主義者の入会を断固として拒否していたため、第一次世界大戦の後半期には、「戦争障害者に共通する利益を代表する」ことを目指して、社会民主党 SPD が独立の組織を設立した。「戦争障害者および戦争参加者のための同盟（Reichsbund der Kriegsbeschädigten und ehemaligen Kriegsteilnehmer）」（以下「同盟」）がそれである [Diehl 1971, S. 152]。このほか、毒ガスなど新たな兵器により、かつてないほど増えた視覚障害者たちは、1916年に自助組織「戦争失明者同盟（Bund erblindeter Krieger）」を設立している。第一次世界大戦の停戦直後には、キフホイザー同盟から、将校の退役軍人のみを対象とする「ドイツ将校同盟（Deutscher Offiziersbund）」（1918年11月）と、好戦的な部分を継承した「鉄兜団（Stahlhelm）」（1918年12月）が分離していく。

さらに1919年には、戦争障害者をおもな構成員とする組織が、政治志向の違いに沿って相次いで設立された。1919年2月には、共産党 KPD に近い「戦争と労働の犠牲者のための国際同盟（Internationaler Bund der Opfer des Krieges und der Arbeit）」（以下「国際同盟」）が、1919年4月には国民自由党系の「ドイツ戦争障害者および戦没兵士遺族のための統一連合（Einheitsverband der Kriegsbeschädigten und Kriegshinterbliebenen Deutschlands（のち Reichsverband と改称）」（以下「統一連合」）、1919年9月にはヒルシュ・ドゥンカーやキリスト教労働組合を母体とする「ドイツ戦争障害者と戦没兵士遺族のための中央連合（Zentralverband deutscher Kriegsbeschädigter und Kriegshinterbliebener）」（以下「中央連合」）が、それぞれ設立されたのである。

これらの並存する戦争障害者組織は、1921年に「中央連合」のイニシアティブのもと統合する動きを見せるが、互いの利害・主張の調整がつかなかったため、分立する状態が続くことになった。加えて SPD 系の「同盟」と KPD 系の「国際同盟」は、戦争そのものに反対する態度を鮮明にするなど、戦争障害者組織がその行動や主張において足並みをそろえることはなく、戦争障害者たちは1920年代を通じて自らの意見を政治

の場で代弁するロビー団体をもてないままであった [Whalen 1984, pp. 160-169]。

このように、ヴァイマル期を通して党派の違いを超えられないまま分立していた戦争障害者組織は、ナチ党政権下で「均質化 Gleichschaltung」政策のもと、強制的に合一された。軍事主義を標榜するナチ党は、その行動要綱の一つに、「戦争障害者は第一級市民である」というスローガンを掲げ、1930年11月に党内部に戦争障害者を含む戦争犠牲者問題を扱う専門部署を立ち上げている。戦争犠牲者委員会 (Referat Kriegsoferversorgung) がそれである。この委員会を率いるのは、自身も戦争障害者であったオーバーリンドーバー Hanns Oberlindober である [Whalen 1984, p. 174]。世界恐慌以降、ナチ党が選挙ごとに議席を増やしていくなかで、既存の戦争障害者組織は大きく二つに分かれた。一方は軍事志向のナチ党を批判した SPD 系の「同盟」と KPD 系の「国際同盟」で、他方のグループは戦争犠牲者を重視すると公言していたナチ党に親近感をもつようになった残りの諸組織である [Whalen 1984, pp. 172, 175]。オーバーリンドーバーの圧力のもと、後者のグループのうちまずは国民自由党系の「統一連合」とキリスト教労組系の「中央連合」が合一されて、1932年7月に「全ドイツ戦争犠牲者連合 (Reichsverband deutscher Kriegsoferveteranen)」とされた。この連合はナチ党が政権を奪取した後に「国民社会主義全ドイツ戦争犠牲者連合 (National-Sozialistischer Reichsverband deutscher Kriegsoferveteranen)」と改名し、1933年3月にはここに「戦争失明者同盟」のほか、「キフホイザー同盟」と「ドイツ将校同盟」の戦争障害者部門が合流し、「ドイツ戦争犠牲者団体国民連合 (Nationale Kampfgenossenschaft deutscher Kriegsoferveteranenverbände)」を結成する。翌4月には、ナチ党の戦争犠牲者委員会がこの国民連合を吸収して「国民社会主義全国連合 (Nationalsozialistische Reichsverband)」を構成するようになった。なお、ナチ党の方針を批判していた SPD 系の「同盟」と KPD 系の「国際同盟」は、1933年春に相次いで非合法化された上、その資金は親ナチの「国民社会主義全国連合」に吸収された [Diehl 1993b, pp. 32-35]。

以上のような組織の合一と淘汰を経たドイツ国内の戦争障害者組織は、1933年7月にその名称を「国民社会主義戦争障害者援護 (Nationalsozialistische Kriegsoferversorgung)」(以下 NSKOV) と改めて、国内の戦争犠牲者の見解を代弁し、党に戦争犠牲者問題の重要性をアピールするロビー団体となった²⁾。ディールによれば、一般兵役の再導入 (1935年) 前後に、NSKOV はヒトラーの用いた戦術である、「平和同盟と好戦的な外交政策との調和」をうまく実践したという。つまり NSKOV は「戦争の悲惨さを知っている戦争障害者たちは、名誉と平等性に基づいた平和を欲する、もっと

も優れた市民である」とアピールしたのである。それとは別に、NSKOVは1935年以降、毎年第一次世界大戦の開戦日より前の7月に「全国軍人大会 Reichskriegertag」を開催していった。この大会では、戦時中の戦争障害者たちの勇敢な行動を称えたり、そうした「英雄的」な会員の生活向上を党に要求していくことなどが繰り返しアピールされている [Diehl 1993b, pp. 43-48]。そうしたアピール戦術は、NSKOVの機関誌『ドイツ戦争犠牲者援護 (Deutsche Kriegsopferversorgung)』の記事や読者の投稿などからも読み取れる。1933年の組織発足以降、1944年まで発刊されたこの機関誌は、イラストや写真を多用し、毎年の大会の様子を特集したほか、戦争障害者がいかに勇敢に戦ったか、戦没兵士遺族がどんなに立派に兵士の子どもたちを育てているかを強調している。他方で党によって「福祉政策の色彩の強い」とみなされたRVGを批判して、「われわれは年金受給者を作り出すために戦争に行ったのではない」 [Diehl 1993b, S. 41] と繰り返し書き立てるにとどまるなど、社会政策についての具体的な議論にはあまり熱を入れていなかった。

2.2 退役軍人組織としての「キフホイザー」と「ドイツ将校同盟」の存続

ここで注意すべきは、戦争障害者組織がNSKOVに合一された一方で、退役軍人組織はそのまま存続したことである。1933年3月の戦争障害者組織の合一時、退役軍人組織としての「キフホイザー同盟」と「ドイツ将校同盟 (1934年2月に「全ドイツ将校同盟 (Reichsverband Deutscher Offiziere)」に改称)」は、そのまま維持された。さらに一般兵役再導入後の1936年1月には、1921年以降にドイツ軍 Reichswehr もしくは国防軍 Wehrmacht から除隊したもののうち、下士官以下が加入する「兵士連合 (Soldatenbund)」が「キフホイザー同盟」から独立しており、三つの退役軍人組織が並存することとなった [Diehl 1993b, pp. 35, 42]。つまり、第二帝政期の退役軍人は「キフホイザー同盟」に、ヴァイマル期のドイツ軍とナチ期の国防軍を除隊した下士官以下は「兵士連合」に、退役した将校は「全ドイツ将校同盟」に、それぞれ属すようになったのである。

NSKOVを含めた各団体の主導権争いと党へのロビー活動の激化から、混乱を避けるため、1938年3月4日に党の指導のもと退役軍人組織の合一が図られた。それにより、戦争障害者組織であるNSKOV以外がすべて「キフホイザー同盟」に「均質化」されて、ナチ党のイデオロギー教化を活動の中心にする「国民社会主義全ドイツ軍人同盟『キフホイザー』 (National-Sozialistischer Deutscher Reichskriegerbund

、Kyffhäuser⁴)」に作り変えられたのである。1939年4月には、党の下部組織である突撃隊 SA-Wehrmannschaften の退職者も含むようになり、組織の活動方針は、イデオロギー教化だけでなく、退役軍人・退職者の身体教練や再就職プログラムに重点を置くものとなった。そして党とキフホイザーとの力関係から、組織のなかでの影響力は、新たに包摂されるようになった突撃隊退職者のそれが、退役軍人に比べて大きくなった [Diehl 1993b, p. 42]。

NSKOV と「キフホイザー」の二者のうち、党とのパイプを強くできたのは、第二帝政期から続く退役軍人組織「キフホイザー」の方であった。軍事主義を標榜するナチ党との関係を強化することが、戦争障害者という軍事一辺倒ではない NSKOV に比べて容易だったためであろう。その NSKOV は第二次世界大戦開始とともに、新たな戦争障害者・戦没兵士遺族を受け入れる組織として積極的に活動しはじめた。これらの人々が生活に困らないようにするために、年金や手当を受給するうえでの具体的な方法を伝えていったのである。「いわゆる『社会のセーフティネット』で守られていなかった第一次世界大戦中と違って、今大戦下では出征兵士たちが負傷時や死亡時にどのような保障が得られるか知っている」のも、彼らの活動が功を奏したことによる [Diehl 1993b, pp. 42, 49]。しかし1940年代に入ると、NSKOV の活動はほぼ停止せざるをえなくなる。それは祖国前線の生活そのものが混乱を極め、あらゆる物資が不足したためであり、たとえば1941年秋には機関誌の発行が隔月に縮小された。さらに1943年1月13日のヒトラーのよる総力戦演説を受けて、NSKOV は新規会員募集を停止し、執行部も縮小するなど、ほぼ機能不全に陥ったまま終戦を迎えている [Diehl 1993b, p. 52]。

政治志向の違いによる戦争障害者組織の分立状態と、それらを統合する困難さは、ナチ党が軍事主義を盾に強制的に NSKOV のもとに合一することで決着がつけられた。第二次世界大戦後には、非ナチ化のために、占領地域のいずれにおいても、援護法の廃止とともに戦争障害者および退役軍人の組織も廃止された。しかしディールによれば、戦争犠牲者たちは窮状を訴えるために、占領地区それぞれにおいて、自発的な支援組織を結成していく [Diehl 1993b, pp. 80-86]。それらの歩みを確認するうえで、強制力がなければ組織が分立したままであったヴァイマル期の経過を押さえておくことは重要であろう。

3. 戦争障害者の自己意識

3.1 「戦争障害者」という呼称

本節ではまず、キーニッツのモノグラフを参考に、「戦争障害者」の呼び方とそこに込められた意味について考えたい。

第一次世界大戦中に「軍務中の負傷による退役軍人」を指す場合、次の四つの呼び方が使われていた。「戦争による不具 Kriegskrüppel」, 「戦争による身体切断者 Kriegsverstümmelte」, 「戦争による身体障害者 Kriegsinvalide」, そして「戦争による負傷者 Kriegsbeschädigte」である。第一の「戦争による不具 Kriegskrüppel」は、一般の身体障害者扶助を手本として身体障害となった兵士の扶助を基礎づけたビエザルスキ Konrad Biesalski の用語法である [北村 2008, pp. 143-144]。しかし、本来「体を引きずって歩くもの」という意味をもつ「Krüppel」は、当事者である戦争障害者にはあまりよい印象を与える言葉ではなかったようである。同様に「身体切断者 Verstümmelte」も、何か欠損するさまを想起させるとして、印象があまりよくないため、使用される度合いはそれほど高くなかった。第三に挙げたラテン語起源の「身体障害者 Invalide」は、プロイセン国王フリードリヒ 2 世がベルリンに建設した傷病兵のための施設の名称（「アンヴァリッド」）にもなっているように、戦争中の傷病がもとで身体障害となった兵士の行為を称える意味合いを含むことばである。しかし19世紀末に社会保険が制度化されると、「身体障害者 Invalide」は「廢疾」、つまり労働不能を指す用語となっており、ネガティブな印象をあわせもつようになっている [Kienitz 2008, S. 111-121]。結局は1915年9月にラントと民間団体が共同で設立した、ドイツ全土で戦争障害者援護を調整する組織「戦争障害者扶助委員会 Reichsausschuß für Kriegsbeschädigten-fürsorge」の名称にも見られるとおり、「戦争による負傷者 Kriegsbeschädigte」の用語が定着していった。

ヴァイマル期には、戦闘行為での負傷を想起させる「戦争による負傷者 Kriegsbeschädigte」に加えて、より中立的な、そしてやや受動的な「戦争により傷つけられたもの Kriegsversehrte」という用語も使用されるようになる。ただし RVG の条文は、戦争障害者とは「軍務中の負傷 Dienstbeschädigung」を被ったもの、と規定している（第1条）ため、一般に「戦争による負傷者 Kriegsbeschädigte」が使用されるケースが多かった。

しかし第二次世界大戦が始まると、「戦争により傷つけられたもの Kriegsversehrte」

の使用頻度が高くなる。二つの用語の違いは、1944年の新聞記事に示されているように、第一次世界大戦のときの戦争障害者は「戦争による負傷者 *Kriegsbeschädigte*」であり、現下つまり第二次世界大戦のそれは「戦争により傷つけられたもの *Kriegsversehrte*」と区別して呼び分けるためだったという。結局、第一次世界大戦による戦争障害者たちが、こうして区別することに異議を申し立てて、両者を統一して「戦争による負傷者 *Kriegsbeschädigte*」と表現するのが望ましいという意見で記事は締めくくられている [BArchB, NS 5 VI, Nr. 1154]。「戦争による負傷者 *Kriegsbeschädigte*」として1939年以降の戦争障害者もひとくくりにすることで、第一次世界大戦の戦争障害者たちには、後述するように「戦った英雄」をアピールして尊敬されたいという思いがあったのだろう。他方で、適用される援護法の違いから、ある戦争障害者が第一次世界大戦で負傷したのか、第二次世界大戦中にそうなったのかを分けて考える必要があったのも事実である。

この「戦争による負傷者 *Kriegsbeschädigte*」として自らを誇る意識は、国家のために戦った自分に、他者からの尊敬や感謝を得たいという思いを表現するものでもある。逆にいえば、英雄である自分たちは、年金などによる生活の安定を国家に保障してもらうだけでなく、そうして犠牲を払った自分に対する他者からの感謝、「祖国からの感謝」を受ける権利があるという意思の表れでもある [Cohen 2001, p. 96; Kienitz 2008, S. 74-76]。NSKOV のキャンペーンによって1934年に RVG に前線手当や感謝条項が追加されたこと、また栄誉十字章の授与が決定されたことも、こうした戦争障害者たちの思いを具体化したものといえる。

他方で、「戦争による負傷者 *Kriegsbeschädigte*」という用語は、戦争の「犠牲者」であり、悲劇の主人公として自己表現する意味も込められている。戦争障害者たちは、たとえば「赤い男爵」との異名をもつパイロット、リヒトホーフェン Manfred von Lichthofen を例に出して、祖国のための犠牲者という意識を強調することも稀ではなかった。ところで、キーニッツによれば、その「犠牲者」としての意識には、二つの意味が立ち現われるという。一つはラテン語の *sacrificium* に相当する、宗教的な意味合いをもつ、能動的に犠牲を払ったものという意味で、もう一つは同じくラテン語の *victima* に当たる、受動的に犠牲として捧げられたものを意味する。キーニッツは、この二面性を区別・対比することで、コーエンの分析をより深めている。彼女によれば、前者は、戦争障害者たちが社会に向かって犠牲を払った自分たちに特別の地位を与えるよう要請するときに強く表れ、後者は自分たちの生活の窮状などを訴えるデモ行進のな

かで国家をその犯人だと批判する形で出されてくる。つまり、「犠牲者」としての戦争障害者の自己意識は、ヴァイマル国家への態度や戦争中の被害に対する政府の対応によって、戦争障害者たちが自らの意志を押し通すのに都合のよいほうに変化するものである [Kienitz 2008, S. 94-97, 107-109], と。実際には、1920年のRVGにより、戦争による障害は、「犠牲」といった観念的な崇高さを示すものではなく、物質的な年金受給の権利を示すものに矮小化されたように当事者の戦争障害者たちには感じられたようである。

3.2 社会における自己意識

このように自己を規定した戦争障害者たちは、では社会のなかで自らをどのようなものとして位置づけたのだろうか。ウォーレンやコーエンの議論を手がかりにまとめてみたい。

まず、多くの戦争障害者が強調したことは、犠牲者としての自分を克服できるのは、再び職に就いて「男らしく」家族の扶養者の位置に戻れた時だ、という点である。ある失明した戦争障害者は、1920年にベルリンの「アンヴェリッド」の管理人に宛てて、「職業をもって働くことだけがわれわれの大変な運命を克服できる」と書き記すなど、労働することが自己アイデンティティの再生に不可欠であることを明言している。戦争障害者組織の「同盟」(SPD系)や「中央連合」(キリスト教労組系)なども、その機関誌で、労働することは戦争障害者の存在理由であり、労働を通して彼らは救済される、と繰り返し議論していた。さらに再就職した戦争障害者のうち、何人かは身体に障害を負った自分たちも「同僚としてきちんと扱ってもらえた」と感じた時に、社会に完全復帰できたと考えたようである [Cohen 2001, p. 157-158, 161]。

しかし、こうして対等の同僚として扱われた例は少数であり、たいていは足手まといだとか作業量をこなせない単なる障害者だとみなされて、蔑まれることが多かったようである。とくに戦争終結から年を経るごとに、戦争障害者たちがその傷を戦争による犠牲だと認識させることが難しくなるのと並行して、彼らは周囲の無理解に対する不満を募らせていった。たとえばRVGに基づく年金の受給・申請に際して、自治体の福祉局を訪れる戦争障害者に対する職員たちの対応が、無機質で無愛想で労りのかけらすらないと失望することもしばしばだった。彼らとしては、一般の人々から尊敬や感謝が表明される機会がないので、せめて定期的に顔をあわせる福祉局の職員にそれを表現してもらいたいというのである [Cohen 2001, pp. 166-168]。このような周囲からの無関心を

嘆き、憤る戦争障害者たちは、*victima* としての自己意識をいっそう強くしていく。そうした思いは、たとえば世界恐慌後に「中央連合」の機関誌に寄せられた投書からも読み取れる。「戦争の直後は多くの人がわれわれ戦争障害者に感謝していたが、今やそれは忘れられている……そして人々はわれわれ戦争障害者がドイツの経済危機に責任があるかのように批難している」(1931年)。あるいは「戦争障害者たちを経済危機の張本人と決めつけるなど、ドイツ人の文化程度は低くなったといわざるを得ない」(1932年) [Cohen 2001, p. 95]。戦争障害者たちは、周囲からの尊敬の念が得られなかったこれまでの不満に加えて、急速に生活が窮乏する現状への不安から、自己を正当化する一方で、周囲からの敵意を批判したのである。

周囲が示した敵意はしかし、根拠のないものではなかった。戦間期の戦争障害者たちは、RVGの規定に基づく年金によって曲がりなりにも生活を維持でき、重度障害者の場合は雇用も保障されていた。こうした「恵まれた戦争障害者」が、年金のさらなる引き上げを要求してデモ行進するさまは、一般の人々の目には「金銭をががつとほしがるとしか映らず、道義に悖るものとしか受け取られなかったのである」 [Whalen 1984, pp. 169-170]。戦争障害者と一般の人々との境遇の違いは、失業率の違いに顕著に現れた。たとえば恐慌後に失業が最悪の状態となった1933年には、一般の失業率は30%を超えたのに対して、重度の戦争障害者の失業率は12%であり、相対的に低い水準を保っていたといえる。そのため一般の失業者は、年金を受け取った上に解雇もされない(重度)戦争障害者は優遇されすぎている、と強い調子で批難することもしばしばであった [Cohen 2001, p. 161]。

このような敵意にさらされ、自らの犠牲が正当に評価されていないと感じた戦争障害者たちの不満を、軍事主義を隠すことなく表明したナチ党は大いに利用した。「戦争障害者は第一級市民である」としたナチ党は、RVGを批判して、この法律は第一級市民である戦争障害者たちを福祉に依存する貧民にしたと貶め、同時にヴァイマル国家が戦争障害者をないがしろにしていると主張することで、彼ら戦争障害者を党の支持者に取り込んでいったのである [Cohen 2001, p. 169]。2節で確認したように、組織面での「均質化」によって設立された唯一の戦争障害者組織である NSKOV は、その機関誌で、戦争障害者を常に英雄として演出し、彼らの精神的な満足感を充足することを通して、彼らの不満をなだめた [Diehl 1993b, p. 46]。そして党内での組織の地位引き上げや、組織規模の維持・拡大をはかったのである。

戦争障害者の呼び方がいくつか存在したことは、第一次世界大戦という「工業化された」戦争が、それまでにない規模で発生した、傷ついた男性たちへの対応を手探りでやっていたことをうかがわせる。多くが人生の早い段階で自らの身体・精神を傷つけられた退役軍人たちは、彼らの傷に見合う対価を要求した。それは物質的なものだけではなく、感謝や尊敬といった精神的なものも含んだのである。敗戦国において、なお戦争を想起させる戦争障害者たちへの周囲からの認識は、しかし尊敬にはほど遠かった。ナチによる大量虐殺という比類ない犯罪が明らかになった第二次世界大戦後は、新たな戦争による戦争障害者が、以前の戦争障害者たちのように振舞うことは許されなかっただろうことは想像に難くない。戦時中に、第二次世界大戦の戦争障害者を以前のそれとは区別して「Kriegsversehrte」の用語で表したが、このことばは、現在では一般に「軍務中の傷病がもとで退役した軍人」に対して使われる。このことばを用いることは、自己を犯罪への積極的な加担者 *sacrificium* ではなく、それに巻き込まれて犠牲となったもの *victima* という意識をより強く含む意図があったことを示唆するのではないだろうか。

お わ り に

以上概観したように、戦間期ドイツの戦争障害者をめぐる状況は、さまざまな面で錯綜していた。彼らへの援護法は、福祉色の強い RVG と軍事色を前面に押し出した WFVG が并存し、戦争障害者組織はナチ期までは全く統一性がもてずにいた。戦争障害者自身の意識は、「英雄」と「犠牲者」という二つのまったく異なる意識の間を振り子のように揺れ動いていた。この状況は第二次世界大戦の敗戦とともにさらに複雑化する。それというのも、敗戦国ドイツは、ソ連と三つの連合国による四分分割統治のもとに置かれ、それぞれにおいて戦争障害者に対する政策が全く異なっていたからである。その点を、ディールとフーデマンの小論から簡単に確認して、今後の議論につなげたい。

まずすべての占領地区に共通だったのは、戦前期の戦争障害者援護法や NSKOV を含む軍人組織を完全に廃止して、非ナチ化の徹底をはかったことである [Diehl 1993b, p. 52]。そのほかの点については、占領地区ごとの方針は大きく異なっていた。ソ連占領地区 (SBZ) では、戦争犠牲者に対する特別支援は廃止され、戦争障害者は労災による身体障害者と同じ扱い、同じ年金システムのもとで支援を受けるようになった。これは1949年10月にドイツ民主共和国 (東ドイツ) が建国されて以降も残されていく³⁾。他方で連合国側もナチ時代の援護法をきっぱりと拒絶する点では共通するものの、個別の

支援方針は占領政府ごとに違っていた。アメリカ占領地区では、SBZと同じく労災保険の枠内で年金を支給するシステムとしたが、社会保険をもたない本国の在り方を反映してか、給付水準は大変低かった。しかし、給付水準がさらに低かったのは、イギリス占領地区である。ここでは戦争障害者たちは、社会保険のうち老齢年金の範疇で対応すべき存在とみなされた。給付水準は1947年に「ようやくアメリカ占領地区並みに引き上げられた」ほどだったという。給付水準がもっとも高かったのは、フランス占領地区である。ここではさらに州ごとに異なり、たとえばバーデン州やヘッセン・プファルツ州はRVGの伝統を引き継いで医療援助を含めた包括的な支援が実施された一方で、ヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州ではアメリカ占領地区と同じく労災保険の枠内での支援にとどまった [Diehl 1985, pp. 177-178; Hudemann 1991, S. 282-284]⁴⁾。

またそれぞれの連合占領地区では、戦争犠牲者たちが自らの生活再建のため、終戦直後から自発的に組織を結成し、占領政府と交渉することもあった [Diehl 1993b, pp. 80-86]。これら諸組織は、1949年5月にドイツ連邦共和国（西ドイツ）が建国された直後から、より強いロビー活動をするため、共同歩調をとっていった。そして1950年初頭に「ドイツ戦争障害者・戦没兵士遺族および社会年金者連合 Verband der Kriegsbeschädigten, Kriegshinterbliebenen und Sozialrentner Deutschlands (VdK)」を結成し、戦争犠牲者への援護を法制化することを強くアピールしていく [Diehl 1993b, pp. 87-93]。その努力は、1950年12月20日に公布された「戦争犠牲者援護法 (Gesetz über die Versorgung der Opfer des Krieges (Bundesversorgungsgesetz, BVG))」 [BVG 1950, Teil I, S. 791-806] に実現されたといえる。このBVGは、第二次世界大戦では祖国前線での犠牲がいっそう拡大したことを考慮したうえで、非ナチ化を実行し、戦争犠牲者の生活再建をすすめるため、1920年のRVGを下敷きとして戦争犠牲者援護をシステム化したものである。戦争犠牲者の範囲は、直接の犠牲を被った戦争障害者・戦没兵士遺族・戦争捕虜のほか、民間人の捕虜、被追放民、難民を含めて、戦争による損害を被ったものすべてとした⁵⁾。

次なる課題は、ここで一通り整理した法律の変遷や研究成果をもとに、NSKOVの機関誌分析などを通して第二次世界大戦中の戦争障害者たちの動向をさらに精査し、占領期における戦勝国の政策を調査・整理することである。

注

- 1) このような再就職するのに必要な能力の多寡に応じた年金額の査定は、フランスやイギリスで実施されていた身体能力に応じた年金査定と大きく異なっており、国家の方針が戦争障害者の再就職つまり社会統合を優先していたことをよく示す。これについては、国際労働局 International Labour Office が第一次世界大戦後の各国の戦争障害者就業について行なった調査報告を参照、International Labour Office 1923, p. 2.
- 2) 軍事組織である鉄兜団は、1933年にナチ党の下部組織である突撃隊 SA に吸収された、Diehl 1993b, pp. 34-35.
- 3) なお SBZ および東ドイツ初期の社会福祉に関しては、ボルドルフの包括的な論考 [Boldorf 1998] と1945年以降の東西ドイツにおける社会政策の歴史を網羅したシリーズ [Bundesministerium 2001-2008] の第2巻および第8巻に詳しい。
- 4) それぞれの占領地区の政策については、次を参照、アメリカ占領地区：Diehl 1993a, イギリス占領地区：Krukowska 2006, フランス占領地区：Hudemann 1985, 西側占領地区全体については社会政策の歴史シリーズ [Bundesministerium 2001-2008] の第2巻を、西ドイツ初期については第3巻を参照。
- 5) 1990年の東西ドイツ統一ののちには、この西ドイツのBVGが継承されている、BGB 1990, Teil I, S. 1211-1218.

参考文献

[史料]

- Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (BArchB): NS 5 VI (Deutsche Arbeitsfront) Nr. 1154:
Kriegsopferversorgung, Allgemein, 1939-1944.
- Bundesgesetzblatt (BGB) Teil I: 1950; 1990.
- Reichsgesetzblatt (RGB) Teil I: 1906; 1920, 1921, 1934, 1938, 1939.

[研究文献]

- Boldorf, Marcel, *Sozialfürsorge in der SBZ/DDR 1945-1953. Ursachen, Ausmaß und Bewältigung der Nachkriegsarmut* (VSWG Beiheft 138), Stuttgart 1998.
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung/Bundesarchiv (Hg.), *Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland seit 1945*, 11 Bde, Baden-Baden 2001-2008.
- Cohen, Deborah, *The war come home. Disabled Veterans in Britain and Germany, 1914-1939*, University of California Press 2001.
- Diehl, James M., The Organization of German Veterans, 1917-1919, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 11 (1971), S. 141-184.
- Diehl, James M., Change and Continuity in the Treatment of German Kriegsopfer, in: *Central European History*, 18-2 (1985), pp. 170-187.

- Diehl, James M., U.S. Policy toward German Veterans, 1945–1950, in: Jeffrey M. Diefendorf et al (eds.), *American Policy and the Reconstruction of West Germany, 1945–1955*, Cambridge University Press 1993, pp. 353–373. (1993a)
- Diehl, James M., *The Thanks of the Fatherland. German Veterans after the Second World War*, The University of North Carolina Press 1993. (1993b)
- Geyer, Michael, Ein Vorbote des Wohlfahrtsstaates. Die Kriegsoferversorgung in Frankreich, Deutschland und Großbritannien nach dem Ersten Weltkrieg, in: *Geschichte und Gesellschaft* 9 (1983), S. 230–277.
- Hagemann, Karen/Schüler-Springorum, Stefanie (Hg.), *Heimat-Front. Militär und Geschlechterverhältnisse im Zeitalter der Weltkriege*, München 2002.
- Hudemann, Rainer, *Sozialpolitik im deutschen Südwesten zwischen Tradition und Neuordnung, 1945–1953. Sozialversicherung und Kriegsoferversorgung im Rahmen französischer Besatzungspolitik*, Mainz 1985.
- Hudemann, Rainer, Kriegsoferversorgung nach den beiden Weltkriegen, in: Hans Pohl (Hg.), *Staatliche, städtische, betriebliche und kirchliche Sozialpolitik vom Mittelalter bis zur Gegenwart* (VSWG Beiheft 95), Stuttgart 1991, S. 269–293.
- International Labour Office, *Employment of disabled men* (studies and reports, ser. F), Geneva 1924.
- Kienitz, Sabine, *Beschädigte Helden. Kriegsinvalidität und Körperbilder 1914–1923*, Paderborn 2008.
- 北村陽子「社会のなかの戦争障害者——第一次世界大戦の傷跡」川越修・辻英史編『社会国家を生きる』法政大学出版会 2008, pp. 139–170.
- Krukowska, Uta, *Kriegsversehrte. Allgemeine Lebensbedingungen und medizinische Versorgung deutscher Versehrter nach dem Ende des Zweiten Weltkrieges in der Britischen Besatzungszone am Beispiel der Hansestadt Hamburg*, Hamburg 2006.
- Mosse, George L., *The Image of Man*, Oxford University Press 1996 (ジョージ・L・モッセ『男のイメージ』細谷実・小玉亮子・海妻径子訳, 作品社 2005).
- SachBe, Christoph/Tennstedt, Florian, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland, Bd. 3: Der Wohlfahrtsstaat im Nationalsozialismus*, Stuttgart 1992.
- Wenzel, Max, Die Entwicklung der Kriegsoferversorgung, in: *Zentralblatt für Reichsversicherung und Reichsversorgung*, 1941, S. 211–215, 230–237.
- Whalen, Robert Weldon, *Bitter Wounds. German Victims of the Great War, 1914–1939*, Cornell University Press 1984.

